

# サンフェス HACHINOHE2026 開催事業業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、サンフェス HACHINOHE2026 実行委員会（以下「実行委員会」という。）がサンフェス HACHINOHE2026 開催事業（以下「本事業」という。）の業務を委託するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

## 1 事業概要

### (1) 目的

八戸市の産業・企業が持つ魅力や地場産品等をPRするイベントを開催し、若者の地元定着の促進及び地場産品・ブランドの地産地消の拡大を図ることを目的とする。

### (2) 事業の名称

サンフェス HACHINOHE2026 開催事業

### (3) 開催日時

令和8年9月27日（日） 10時00分～16時00分

### (4) 開催場所（原則、①～④は活用すること。⑤・⑥の活用は自由提案とする。）

①八戸市庁前広場（車両乗り入れ可）

②八戸市庁本館1階ロビー

③八戸市公会堂・公民館1階エントラスホール及び展示室

④八戸市公会堂前広場（車両乗り入れ不可）

⑤八戸市公民館1階講義室及び調理実習室

⑥八戸市公民館2階会議室1～3及び和室1・2

### (5) 企画内容（ブース数は予定。以下は目的のために最低限実施する内容であり、その他の提案は自由とする。）

- ・企業・学校PR&体験ゾーン「地域のおしごと・学校魅力発見フェスタ」 25ブース程度
- ・農産品販売ゾーン「ファーマーズマルシェ」 10ブース程度
- ・八戸圏域の畜産品販売&体験ゾーン「八戸地域畜産フードフェスタ」 10ブース程度
- ・水産（加工）品販売ゾーン「潮風マーケット」 5ブース程度

## 2 対象業務範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

### (1) イベントの企画

### (2) イベントの準備

- ・運営スタッフの手配（来場者カウント人員を含む）
- ・会場設営及び撤去作業、ごみの処理（運搬費を含む）
- ・会場設営に必要な物品（テント、長テーブル、発電機等）の手配
- ・各種コーナー出展（店）者等の手配
- ・イベント開催に必要な開催場所、保健所、消防署等、関係機関への各種手続き
- ・ポスター・チラシ作成、新聞広告掲載等イベントの告知

### (3) イベントの運営

- ・進行管理

- ・安全対策（会場設営及び撤去時等の通行車両整理を含む。）
- ・トラブル対応等
- ・開催報告書の作成

写真 30 枚程度を含む報告書を作成し業務完了後に提出（紙媒体 1 部及び電子データ）

### 3 委託期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 10 月 30 日（金）まで

### 4 事業費

8,100,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とする。

### 5 応募資格

次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 八戸市競争入札参加資格者名簿の登録業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は八戸市財務規則（昭和 54 年八戸市規則第 1 号）第 114 条の規定に該当する者でないこと。
- (3) 市税等の滞納がないこと。
- (4) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む。）や政党などを推薦、支持又は反対する目的の団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。
- (5) 本事業の主旨を十分理解するとともに、イベントを的確に遂行できる能力を有していること。
- (6) 個人情報の取扱いについて、適切な措置を講じていること。
- (7) 他の企画提案者の協力会社等として、重複参加していない者であること。

### 6 受託候補者選定までのスケジュール（予定）

期日	内容
令和 8 年 4 月 13 日（月）	企画提案受付開始
4 月 20 日（月）午後 5 時	質問受付期限
4 月 24 日（金）午後 5 時	質問への回答期限
4 月 30 日（木）午後 5 時	参加表明書の提出期限
5 月 8 日（金）午後 5 時	企画提案書の提出期限
5 月中旬	選定結果の通知
5 月下旬～	契約締結及び業務開始

※上記スケジュールについては、実行委員会の都合により変更する場合がある。

### 7 応募手続

#### (1) 質問票の受付及び回答

市ホームページに掲載している「質問票（様式第 1 号）」をダウンロードし、必要事項を記載の上、電子メールで下記アドレスに送信することにより提出すること。また、電話による到着確認を行うこと。

なお、電話や口頭による質問もしくはFAXによる提出は受け付けられないものとする。

また、質問の内容は、企画提案書の作成、提出に必要な事項及び事業実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る内容など、本事業の実施に必要なないと判断される質問は受け付けしない。

【Eメールアドレス】shoko@city.hachinohe.aomori.jp

① 質問受付期限

令和8年4月20日（月） 午後5時（必着）

② 回答方法

回答は質問票の提出者に対し令和8年4月24日（金）までに電子メールで回答するとともに、市ホームページに掲載する。

なお、質問票を提出した事業者名は非公表とする。

(2) 参加表明書の提出

市ホームページに掲載している「参加表明書（様式第2号）」をダウンロードし、必要事項を記載の上、電子メールで下記アドレスに送付することにより、令和8年4月30日（木）午後5時までに提出すること。また、電話による到着確認を行うこと。

なお、電話や口頭のみによる表明もしくはFAXによる提出は受け付けられないものとする。

【Eメールアドレス】shoko@city.hachinohe.aomori.jp

(3) 提案書の提出

① 企画提案書の記載要領

次の項目を前提として、創意工夫のある提案を求めるものとする。

なお、企画提案書は指定様式（様式第3号）により、必要に応じて絵、図を用い、分かりやすく詳細に記載すること。

ア 詳細な企画実施内容

イ 事業の実施体制

ウ 事業実施手順及び手法

エ 具体的な作業期間やスケジュールを示した業務計画

② 提出書類

ア 参加申込書（様式第3号）

イ 企画提案書（様式第4号）

ウ 経費積算書（様式第5号）

エ 企画提案者の概要がわかるもの（会社案内、パンフレット等様式自由、ただしA4判とする。）

オ 類似事業の受託実績（過去2年以内の国や自治体から受注した代表的な事業がわかる資料を提出すること。（任意様式））

③ 提出部数

8部（正本1部、写し7部）

④ 提出期限

令和8年5月8日（金） 午後5時（必着）

⑤ 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は月曜日から金曜日の午前8時15分から午後5時まで、郵送の場合は最終日必着とする。

⑥ 提出先

実行委員会事務局（八戸市 商工労働まちづくり部 商工課 商工振興グループ内）  
〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号 八戸市庁別館5階

8 審査の方法及び審査基準

(1) 審査の方法

実行委員会が設置する受託候補者選考会において書面審査を実施し、(2)に示す審査基準に基づき公平な採点を行い、最上位の企画提案者を受託候補者として選定する。（非公開）

(2) 審査基準

下表の項目について評価し、総合的な審査を行う。

評価項目		評価基準
一般的事項	基本的な考え方	○ 事業の趣旨への理解、業務を遂行するための熱意が感じられるか。
	実施体制	○ 企画提案どおりの業務を円滑かつ効率的に遂行するための体制が整っているか。
	事業実行力	○ 提案内容を確実に実施する知識や能力、過去の類似事業の実績を踏まえた業務遂行能力が認められるか。
	費用対効果	○ 必要な経費が適切に計上され、妥当な水準であるか。
実施内容		○ 八戸市の産業・企業や農畜水産品の魅力を十分に伝える企画内容であり、参加者がイベントを楽しめる内容となっているか。

(3) 選定結果

選定結果については、後日、全ての企画提案者に文書で通知する。なお、選定結果に関する質問には一切応じない。

9 契約の締結

- (1) 受託候補者から見積書を徴し、予定価格以内の場合、法令等に則り契約を締結する。
- (2) 契約内容については、企画提案の内容を基本として、実行委員会と受託候補者が協議を行い決定するものとする。

10 その他

- (1) 近隣地区への理解・配慮のもと実施すること。
- (2) 企画提案書等の提出に必要な費用は、企画提案者の負担とする。
- (3) 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第6号）を提出すること。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しないものとし、取下願の提出があった場合も同様とする。
- (5) 提出された企画提案書等の内容については、事務局が必要であると認めた場合、関係機関

に照会することがある。

- (6) 審査は提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求められることがある。
- (7) 提出された書類は、原則として八戸市に対する情報公開請求の対象文書となる。
- (8) 感染症の流行や災害の発生等により、市が本事業の実施が困難であると判断した場合にあっては、企画提案の募集や審査を中止するときがある。この場合において、企画提案者が企画提案書の作成や提出を行うに当たり要した経費については、実行委員会は負担しないものとする。
- (9) 契約締結後においても、感染症の流行や災害の発生等により実行委員会が本事業の実施が困難であると判断した場合にあっては、イベントの開催を延期し、若しくは中止し、又は業務内容の見直し、変更等を行うときがある。この場合において、受託者がイベントの開催のために既に履行した部分の経費の取扱いについては、実行委員会と協議の上、決定するものとする。
- (10) 契約締結後においても、実行委員会の判断により他の催しとの連携を求めるときがある。この場合における業務内容の見直し又は変更については、実行委員会と協議の上、決定するものとする。
- (11) 当プロポーザルは受託候補者を選定するためのものであり、事業実施にあたっては提案内容を基本としつつ、実行委員会と受託者で協議の上、内容を決定するものとする。

## 11 問合せ先

実行委員会事務局（八戸市 商工労働まちづくり部 商工課 商工振興グループ内）

所在地：〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号

電話：0178-43-2111（代表）（内線 3815） 0178-43-9242（直通）

FAX：0178-43-2146

電子メールアドレス：shoko@city.hachinohe.aomori.jp